

第1章 計画策定の趣旨

- 第1節 計画策定の背景と目的
- 第2節 計画の性格と位置づけ
- 第3節 計画の期間
- 第4節 計画の策定体制
- 第5節 策定の経過
- 第6節 計画策定後の点検・評価体制（PDCAサイクル）
- 第7節 第7期計画の評価

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景と目的

我が国では、高齢化の進行が続いており、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。さらに、核家族世帯や、単身又は夫婦のみの高齢者世帯の増加、地域における人間関係の希薄化など、高齢者や家族介護者を取り巻く環境は大きく変容してきています。

このような状況の中、国においては、平成12（2000）年度に介護保険制度を創設し、要介護高齢者や認知症高齢者数の増加、介護保険サービスの利用の定着化など、社会情勢の変化に合わせて制度の見直しを行ってきました。

平成26（2014）年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」を制定し、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を進めてきました。その後、平成29（2017）年には、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保に取り組むことにより、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるよう施策を進めています。

さらに、令和2（2020）年に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築の支援のほか、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取り組みの強化など、所要の措置を講ずることとされています。

本市においては、平成30（2018）年3月に策定した「第7期結城市高齢者プラン21（結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」に基づき、保健福祉サービスの充実や、介護保険事業の整備等を計画的に取り組んできました。

「第8期結城市高齢者プラン21（結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」は、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年の双方を念頭に置きながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、最期まで尊厳を持って自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指して策定するものです。

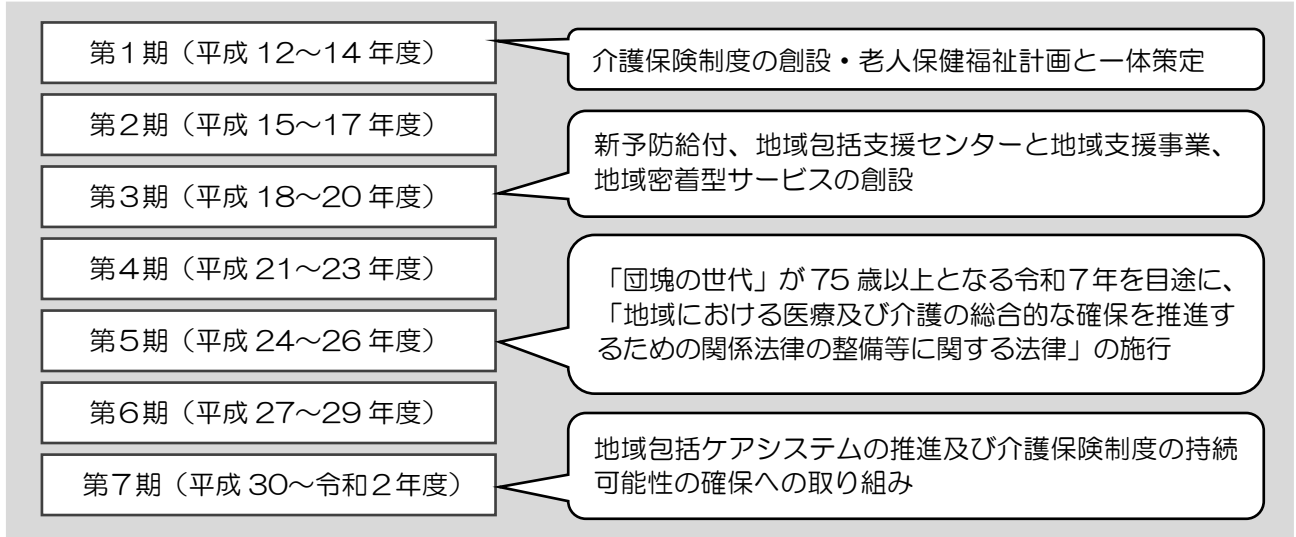
第1章 計画策定の趣旨

【これまでの介護保険事業計画】

第7期計画では、第6期を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進に向けた取り組みが進められ、地域共生社会の実現を目指した計画策定が行われました。

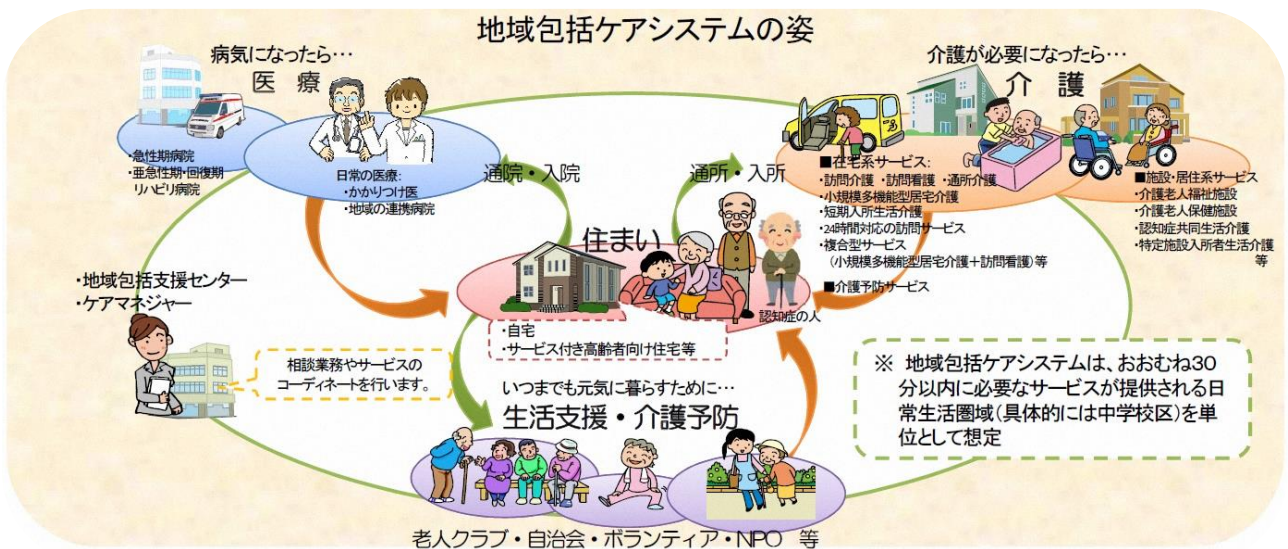
「地域包括ケアの推進」をさらに深め、地域共生社会の実現へ向けた体制整備の移行期間であるとともに、介護保険制度の持続可能性の確保に取り組んでいます。

第7期計画までの国による制度改定の経過



【地域包括ケアシステムの深化・推進】

高齢者ができる限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けられるよう、地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが重要です。地域包括ケアシステムとは、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

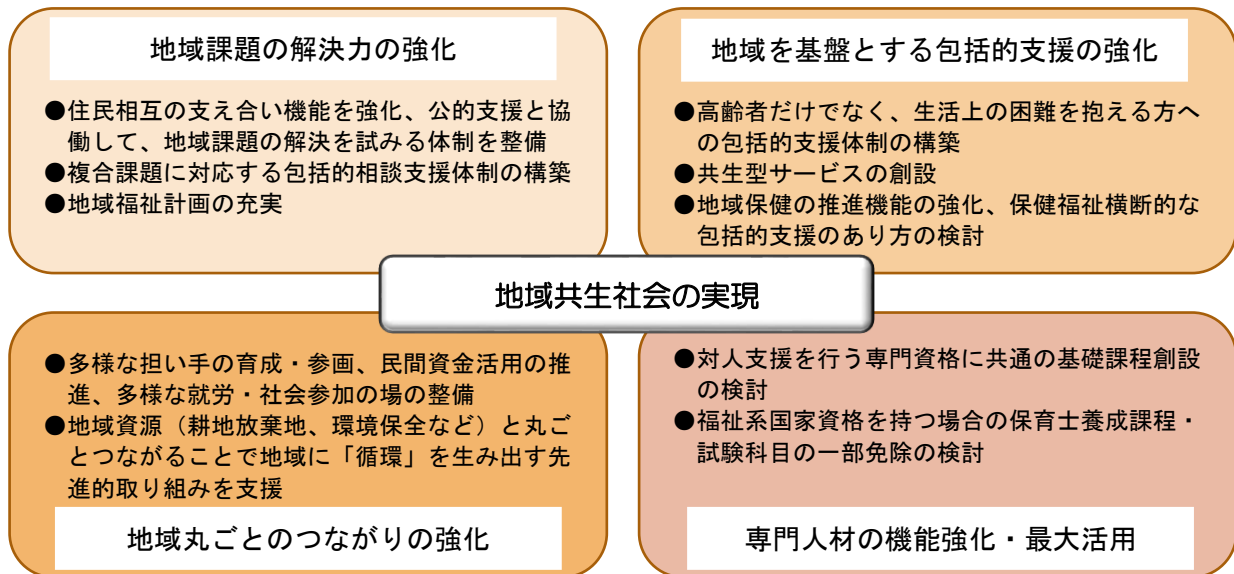


資料：厚生労働省ホームページより

【地域共生社会の実現】

超高齢社会におけるさまざまな問題に対応するためには、地域包括ケアシステムの深化・推進だけでなく、対象分野ごとの福祉サービスを充実させていくとともに、地域共生社会を実現していく必要があります。地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域共生社会実現の全体像イメージ



資料：厚生労働省資料を基に作成

第2節 計画の性格と位置づけ

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

○「老人福祉法」から抜粋

(市町村老人福祉計画)
 第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

○「介護保険法」から抜粋

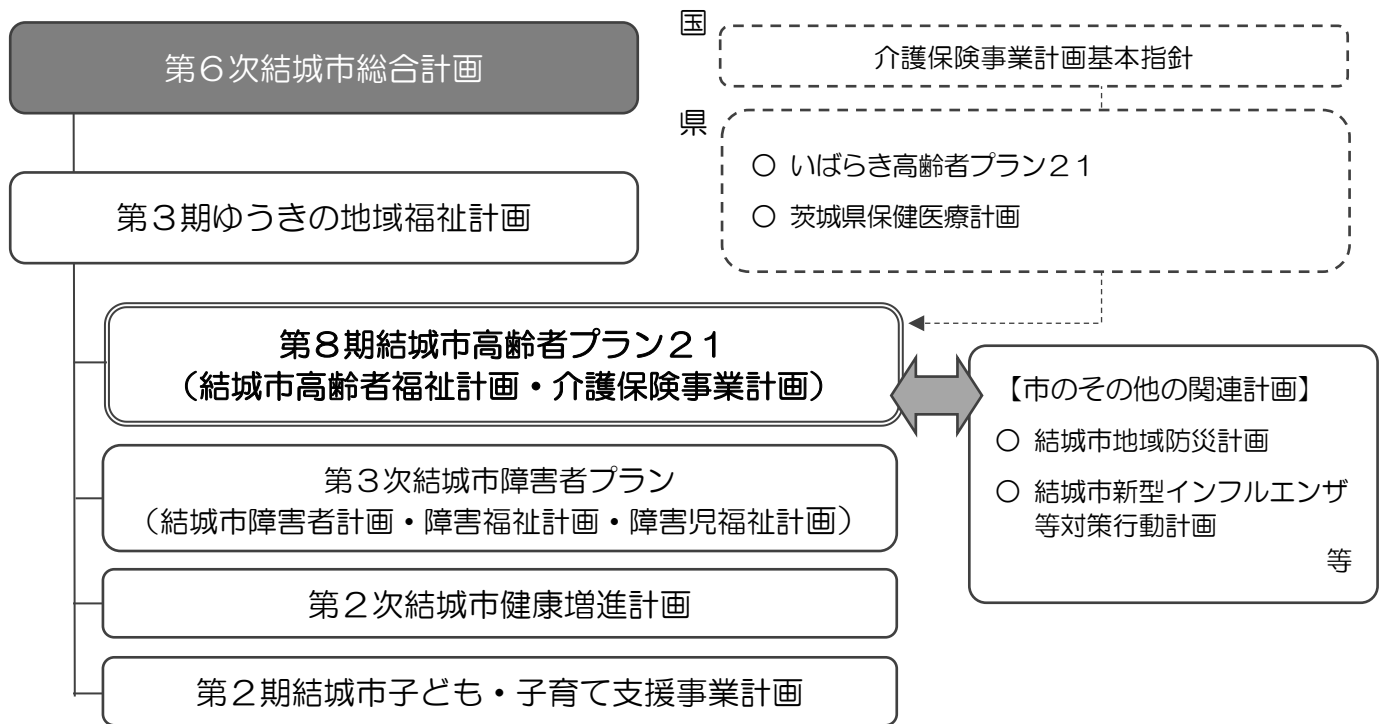
(市町村介護保険事業計画)
 第一百七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

第1章 計画策定の趣旨

本市では、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進するため、2つの計画を一体化した計画として、「第8期結城市高齢者プラン21（結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画）」を策定します。また、計画の性格としては、地域包括ケアシステムを推進するための「地域包括ケア計画」でもあります。

本市の上位計画等との関係は、次の図のとおりです。

他の計画との関係



第3節 計画の期間

介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、3年を1期とする計画の策定が義務づけられています。第8期の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

(年度)

| 平成 27～平成 29 | 平成 30～令和 2 | 令和 3～令和 5 | 令和 6～令和 8 | 令和 9～令和 11 |
|--|------------|--------------|-----------|------------|
| 第6期計画 | 第7期計画 | 第8期計画 | 第9期計画 | 第10期計画 |
| <p>「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年と、「団塊ジュニア世代」が65歳以上となる令和22（2040）年の双方を見据えた地域包括ケアシステムの推進</p> | | | | |

第4節 計画の策定体制

計画策定にあたっては、幅広い分野からの意見を反映するよう、学識経験者、保健・医療関係者、介護・福祉関係者、被保険者の代表など、地域における各分野の実践者で構成される結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）において、審議・検討を行いました。介護保険事業計画により示される介護給付等対象サービス量の水準は、保険料の水準にも影響を与えることになるため、市民ニーズと介護サービス供給体制を計画に反映できるよう各種調査や意見公募を実施しました。また、庁内関係部署と連携を図り、制度改正に伴う既存事業の検証、新規事業の検討を行い、より実効性のある計画となるよう努めました。

第5節 策定の経過

○ 推進委員会等

| 項目 | 開催日 | 主な審議内容 |
|-----------------------|-----------------------|--|
| 令和元年度 第2回 推進委員会 | 令和2年 1月16日 | (1) 介護予防・重度化防止等の取り組みの実施状況について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の実施について (3) 介護サービス提供事業所調査の実施について |
| 令和2年度 第1回 推進委員会 | 8月4日 | (1) 本市の現状分析について (2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果について (3) 在宅介護実態調査の結果について (4) 日常生活圏域の見直しについて (5) 介護予防・重度化防止等の取り組みの実績について |
| 第2回 推進委員会 | 10月19日 | (1) 地域包括支援センター業務委託について (2) 第7期計画の実績及び評価について (3) 第8期計画の基本構想等について (4) 介護サービス提供事業所調査の結果について |
| 第3回 推進委員会 | 12月23日 | (1) 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について |
| パブリック コメント | 令和3年 1月9日～ 2月4日 | 意見募集期間 27日間 |
| 第4回 推進委員会 | 2月17日 | (1) 第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の原案について [書面開催] |

○ アンケート調査等

| 項目 | 実施期間 | 主な内容 | |
|----------------------|----------------------------------|--|---|
| 介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査 | 令和2年 1月31日～ 3月31日 | 郵送配付・郵送回収により 実施 | 配付：2,100件 回収：1,363件 (回収率 64.9%) |
| 在宅介護実態調査 | 平成31年 4月10日～ 令和2年 3月31日 | 認定調査時に認定調査員に よる聞き取り、及び、郵送配 付・郵送回収により実施 | 聞き取り：339件 配付：600件 回収：353件 (回収率 58.8%) 合計：692件 |
| 介護サービス 意向調査 | 令和2年 2月25日～ 3月31日 | 郵送配付・郵送回収により 実施 | 配付：23事業者 回収：23事業者 (回収率 100%) |

| 項目 | 実施期間 | 主な内容 | |
|--------------------------|-------------------------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 介護人材実態調査事業所 (施設系・通所系) | 令和2年 2月25日～ 3月31日 | 郵送配付・郵送回収により実施 | 配付：35事業所 回収：35事業所 (回収率100%) |
| 介護人材実態調査事業所 (訪問系) | 令和2年 2月25日～ 3月31日 | 郵送配付・郵送回収により実施 | 配付：8事業所 回収：7事業所 (回収率87.5%) |
| 介護人材実態調査職員 (訪問系) | 令和2年 2月25日～ 3月31日 | 郵送配付・郵送回収により実施 | 配付：103件 回収：31件 (回収率30.1%) |
| 居所変更実態調査事業所 | 令和2年 2月25日～ 3月31日 | 郵送配付・郵送回収により実施 | 配付：16事業所 回収：16事業所 (回収率100%) |
| 在宅生活改善調査事業所 | 令和2年 2月25日～ 3月31日 | 郵送配付・郵送回収により実施 | 配付：12事業所 回収：12事業所 (回収率100%) |
| 在宅生活改善調査利用者 | 令和2年 2月25日～ 3月31日 | 郵送配付・郵送回収により実施 | ケアマネジャー37人のうち31人から回答 |
| 主任介護支援専門員ヒアリング | 令和2年 7月2日 | 市内事業所に勤務する主任介護支援専門員に対し、ヒアリングを実施 | 参加者12人 |

第6節 計画策定後の点検・評価体制（PDCAサイクル）

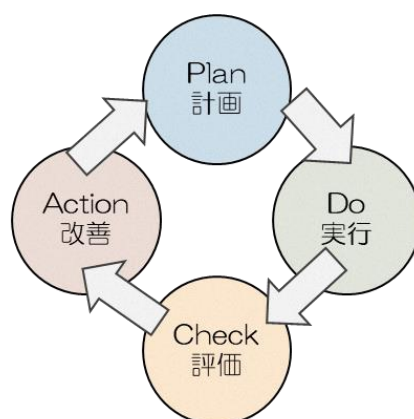
本計画は、高齢者の生活に必要な事業及びサービスの確保に向けて推進されるものであり、関係者及び関係機関が目標及び評価指標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら、工夫・改善を重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

施策・主要事業についても、効率的な行政運営の推進及び行政の透明性の確保を図るため、本市が実施している「行政評価制度」において点検・評価を行い、評価結果を所定の方法により公表するとともに、関係者間で情報を共有し、翌年度以降の行政運営に反映します。

特に、高齢者の自立支援と重度化防止に向けて、事業を検証し、効果が得られない時は、各事業の改善を図ります。

また、事業の実施状況等については、推進委員会に報告し、円滑な事業の推進に資する意見を求め、進行管理に努めます。

PDCAサイクル



第7節 第7期計画の評価

第7期計画では、3つの基本目標と12の基本施策を設定し、基本施策ごとに評価を行いました。

基本目標1 いつまでも安心して暮らせる地域づくり

【基本施策①】

地域包括ケアシステム構築のための体制整備

【評価】

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、身近な相談窓口である在宅介護相談センターや南分室（サブセンター）と連携して、相談支援事業の充実をはじめ各種事業に取り組み、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目なく提供できる地域包括ケアシステム構築のための体制整備づくりを推進しました。

【基本施策②】

在宅医療・介護連携の推進

【評価】

医療・介護の専門職に対し、研修会や意見交換会の開催、入退院時情報連携シート等を作成・運用することで、連携体制の強化に努めました。また、在宅医療普及啓発講演会や出前講座などの普及啓発活動やアンケートを実施し、理解向上に取り組みました。

【基本施策③】

認知症対策の推進

【評価】

認知症に関する講演会や認知症サポーター養成講座を開催し、市民に向けて認知症に関する正しい知識の普及啓発活動を実施しました。また、平成30年度より認知症総合支援事業を開始し、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員が中心となり、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制の構築や、認知症の人への相談支援体制の構築に取り組みました。

【基本施策④】

高齢者の尊厳の保持

【評価】

高齢者虐待の未然防止のため、地域住民や関係機関に広報や研修会等で啓発を行い、虐待の相談や通報に対しては、関係機関と連携して速やかな対応に取り組みました。

認知症等により判断能力が低下した高齢者について、適切な身上監護、財産管理のため、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用の促進に取り組み、必要な支援を提供しました。

【基本施策⑤】

市民相互の支え合いによる地域づくり

【評価】

生活支援体制整備事業の推進のため、第2層協議体を小学校区域に設置し、実践活動としてサロン活動や地域での見守り活動など新たに取り組みました。また、平成30年度から社会福祉協議会に業務委託を行い、生活支援コーディネーター及び第1層協議体を設置することで地域づくりを推進しました。

【基本施策⑥】

安全・安心な環境づくりの推進

【評価】

高齢者の交通手段の一つである市内巡回バスの運行日を増やし、利便性の向上に努めました。

高齢者の交通安全対策のため、関係機関と連携して、交通安全キャンペーンなどを実施し、事故防止推進の啓発を図りました。

高齢者が災害時に身を守れるように、民生委員児童委員を通して防災対策を実施しました。また、関係機関と連携して地域の防犯活動を行うことで高齢者の安全・安心を守りました。

基本目標2 すこやかな生活と生きがいづくり**【基本施策①】**

地域支援事業の推進

【評価】

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送れるように、令和元年度に介護予防・生活支援サービス事業に訪問型サービスAを新たに追加し、サービスの充実を図りました。また、介護予防普及啓発事業として、いきいきヘルス体操教室の拡充を図るとともに、新たに認知症予防教室を実施しました。

家族介護者支援として、家族介護者交流会や福祉手当の支給等を実施し、在宅介護者の精神的、経済的負担軽減を図りました。

【基本施策②】

生活支援対策の推進

【評価】

日常生活や介護に不安を抱く高齢者が、安心して暮らしていけるように民生委員児童委員を通して、ひとり暮らし高齢者等登録事業を推進し、高齢者の見守り活動を実施しました。

生活環境や経済的理由などにより居宅での生活が困難な高齢者には、適切な施設入所措置を行うことで、自立した生活が送れるように支援しました。

【基本施策③】

生きがい対策の推進

【評価】

高齢となっても学習機会や活動機会が確保できるよう生涯学習や運動の場を関係機関と連携し提供することで、高齢者同士の交流が図られ、高齢者が生きがいを持って健康で充実した日々を送れるように支援しました。

社会活動へ参加する場を関係機関と連携し提供することで、これまで培ってきた知識、能力を活用し、高齢者がいつまでも社会貢献できるように支援しました。

シルバー人材センターにおいて、福祉・家事援助事業として、令和元年度にワンコイン支援サービスを開始し、高齢者の生活支援を行うとともに、就労意欲のある高齢者に就業機会を提供しました。

基本目標3 介護サービスの充実

【基本施策①】

介護サービス基盤の整備

【評価】

第7期計画期間の平成30年度、令和元年度の給付費をみると、いずれの年においても実績が計画値を下回っています。一方、介護予防サービスの給付費は概ね増加傾向にあることから、今後、介護予防サービスへのニーズが見込まれます。

居宅サービスでは、通所介護、居宅介護支援の各1事業所を整備しました。地域密着型サービスでは、認知症対応型通所介護（介護予防）、地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護（介護予防）の各1事業所がサービスを廃止しました。

【基本施策②】

介護保険事業の円滑な運営

【評価】

認定調査員を対象に定期的な研修や意見交換会を行い、調査項目選択状況のばらつきの解消を目指しました。

介護予防・日常生活支援総合事業や介護保険制度全般を周知するためのパンフレットを作成し、制度の普及啓発を図りました。また、災害等が発生した際に保険料の減免を行い、対象者の経済的負担軽減を図りました。

【基本施策③】

介護サービスの適正な提供

【評価】

地域密着型サービス事業所の指定有効期間中に実地指導を行い、サービスの質の確保に努めました。

介護給付等適正化事業として、介護認定審査会委員の研修を通して合議体間の審査判定結果の平準化を図りました。また、ケアプランの質の向上、介護支援専門員のスキルアップを目的として、茨城県介護給付適正化推進特別事業（アドバイザー派遣事業）を活用したケアプラン点検を実施しました。

地域包括支援センター、在宅介護相談センターの相談窓口を記載したリーフレットを作成し、周知を図りました。